

○福島県農産物検査に関する事務処理要領の一部改正

新	旧												
<p>福島県農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>(略)</p> <p>I 地域登録検査機関からの登録業務について</p> <p>地域登録検査機関からの法第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新及び法第 19 条の規定による変更登録等については、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 地域登録検査機関の登録等</p> <p>地域登録検査機関の登録、登録の更新及び変更登録の申請が県に到達してから、知事が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。</p> <p>なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処分名</th> <th style="text-align: center;">標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域登録検査機関の登録</td> <td style="text-align: center;">30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域登録検査機関の登録更新及び変更登録</td> <td style="text-align: center;">20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 書類の不備による補正に要した時間及び行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日は、標準処理期間に<u>算</u>入しない。</p> <p>第 2～5 (略)</p>	処分名	標準処理期間	地域登録検査機関の登録	30日	地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20日	<p>福島県農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>(略)</p> <p>I 地域登録検査機関からの登録業務について</p> <p>地域登録検査機関からの法第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新及び法第 19 条の規定による変更登録等については、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 地域登録検査機関の登録等</p> <p>地域登録検査機関の登録、登録の更新及び変更登録の申請が県に到達してから、知事が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。</p> <p>なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処分名</th> <th style="text-align: center;">標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域登録検査機関の登録</td> <td style="text-align: center;">30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域登録検査機関の登録更新及び変更登録</td> <td style="text-align: center;">20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 書類の不備による補正に要した時間及び行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日は、標準処理期間に<u>導</u>入しない。</p> <p>第 2～5 (略)</p>	処分名	標準処理期間	地域登録検査機関の登録	30日	地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20日
処分名	標準処理期間												
地域登録検査機関の登録	30日												
地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20日												
処分名	標準処理期間												
地域登録検査機関の登録	30日												
地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20日												

II～III (略)

IV 農林水産省共通申請サービス

本通知に基づく申請や報告等について、オンラインで行うことが可能なものについては、農林水産省共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。

また、知事は、申請又は報告等を行った者（以下「申請者等」という。）に対する承認等については、農林水産省共通申請サービスを使用する方法によることができる。

なお、申請者等が農林水産省共通申請サービスを使用する方法により申請又は報告等を行う場合は、農林水産省共通申請サービスのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

V 公文書管理

農産物検査に関する業務において、県の行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関が組織的に用いるものとして保有しているものは行政文書となる。このため、当該行政文書を作成・取得した際に、公文書管理のルールに基づき、行政文書ファイル管理簿へ記載し、及び保存（法令等に特段定めがある場合や業務が非効率となる場合を除き、原則電子媒体で保存。）するものとする。

なお、当該文書の廃棄については、適正に行うものとする。

VI 地域登録検査機関への監視業務について

法第 31 条の規定に基づく調査、法第 22 条の規定に基づく適合命令、法第 23 条の規定に基づく改善命令、法第 24 条の規定に基づく登録の取

II～III (略)

(新設)

(新設)

IV 地域登録検査機関への監視業務について

法第 31 条の規定に基づく調査、法第 22 条の規定に基づく適合命令、法第 23 条の規定に基づく改善命令、法第 24 条の規定に基づく登録の

り消し等については、次に定めるところによる。

第 1～4 (略)

VII 国との連携

知事は、I、II及びIIIの事務に当たって、必要に応じ国と連携し行うものとする。

VIII その他

I、II及びIIIに係る手続の細部の事項は、別に定めるところによる。

- 別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル
- 別紙 2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル
- 別紙 3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル
- 別紙 4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル
- 別紙 5 農産物検査法監視業務実施マニュアル

附則

この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。

- 一部改正 平成30年 1月24日
- 平成30年 8月 6日
- 令和 3年 4月 30日
- 令和 4年 3月31日
- 令和 4年 5月19日
- 令和 4年 7月 4日
- 令和 5年 5月11日

取り消し等については、次に定めるところによる。

第 1～4 (略)

V 国との連携

知事は、I、II及びIIIの事務に当たって、必要に応じ国と連携し行うものとする。

VI その他

I、II及びIIIに係る手続の細部の事項は、別に定めるところによる。

- 別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル
- 別紙 2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル
- 別紙 3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル
- 別紙 4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル
- 別紙 5 農産物検査法監視業務実施マニュアル

附則

この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。

- 一部改正 平成30年 1月24日
- 平成30年 8月 6日
- 令和 3年 4月30日
- 令和 4年 3月31日
- 令和 4年 5月19日
- 令和 4年 7月 4日

別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

第 1～2 (略)

第 3 帳簿

1 地域登録検査機関は、法第 25 条及び規則第 22 条の規定に基づき帳簿を作成し、これを保存する。

なお、帳簿の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に基づき、電磁的方式により行うことができるものとする。

2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第 7 号、様式第 7-2 号及び様式第 7-3 号
- (2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第 8 号
- (3) 成分検査 様式第 9 号

第 4～5 (略)

別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

第 1～2 (略)

第 3 帳簿

1 地域登録検査機関は、法第 25 条及び規則第 22 条の規定に基づき帳簿を作成し、これを保存する。

なお、帳簿の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に基づき、電磁的方式により行うことができるものとする。

2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第 7 号
- (2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第 8 号
- (3) 成分検査 様式第 9 号

第 4～5 (略)

(別紙参考)

検査証明事項の訂正方法

検査証明書

何年産 ①	種類 ①	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	何登録検査機関
銘柄 ②			
正味重量規格 何 kg ③	等級又は品位の測定結果	検査年月日 ④	

- ①種類、年産…当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ②銘柄…誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
- ③量目…農産物検査に関する基本要領別紙5手順8の⑤に規定された方法による。
- ④検査証明月日、登録検査機関名（機関名付き日付印）…誤って押印した場合は、
 (ア) 認印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
 (イ) 認印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

(別紙参考)

検査証明事項の訂正方法

検査証明書

何年産 ①	種類 ①	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	何登録検査機関
銘柄 ②			
正味重量規格 何 kg ③	等級	検査年月日 ④	

新設

- ①種類、年産…当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ②銘柄…誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
- ③量目…手順8の⑤に規定された方法による。
- ④検査証明月日、登録検査機関名（機関名付き日付印）…誤って押印した場合は、
 (ア) 認印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
 (イ) 認印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

様式1～7 (略)

様式第7-2号

検査請求者別検査台帳(国内産農産物の品位の測定結果)

農産物検査を請求した者の氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)										住 所									
										農産物検査法上の受検機関規定									
										農産物検査を行った年月日									
検査場所	種類	生産年度	銘柄	包装	量目	数量	容積重 (g/l)	白米熟粒 (%)	水分 (%)	死米 (%)	脚割粒 (%)	碾米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒	異物	農産物検査員の氏名			
..	..																		
..	..																		
..	..																		
..	..																		
..	..																		
..	..																		
..	..																		

様式1～7 (略)

(新設)

様式第7-3号

検査請求者別検査台帳(期間経過米の品位の測定結果)

農産物検査を請求した者の氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)										住 所										
										農産物検査法上の受検根拠規定										
										法第 条第 項()										
										品位の測定結果										
農産物検査 を行った年月 日	農産物検査 の請求を受 けた年月日	検査場所	種類	生産 年度	銘柄	包装	量目	数量	量目欠 減	容積重 (g/l)	白未熟 粒(%)	水分 (%)	死米 (%)	胚削粒 (%)	破米 (%)	着色粒 (%)	異種粒 粒	異物	農産物検査員の氏名	
..	..																			
..	..																			
..	..																			
..	..																			
..	..																			
..	..																			

(新設)

様式8~9 (略)

様式8~9 (略)

様式例第1号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント	農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名） 第1条～第11条（略）</p> <p>（農産物検査の請求の受理） 第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名） 第1条～第11条（略）</p> <p>（農産物検査の請求の受理） 第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>

<p>名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。</p> <p>以下、略</p>	<p>(略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋等を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。</p>	<p>名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。</p> <p>以下、略</p>	<p>(略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況を<u>含めて登録検査機関として適切な管理を行う</u>ことを規定していること。</p>
---	---	--	---

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 ～ 第 4 (略)

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日
品位等検査	米穀 (輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産(生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同	様式第1号、 <u>様式第1-1号</u> 及び様式第2号	9月20日	9月24日

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 ～ 第 4 (略)

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日
品位等検査	米穀 (輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産(生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同	様式第1号、 <u>様式第1-1号</u> 及び様式第2号	9月20日	9月24日

			じ。)の 検査を 開始し た日か ら8月 31日ま での間						じ。)の 検査を 開始し た日か ら8月 31日ま での間				
			当年産 の9月 から12 月まで の毎月 1日か ら末日 までの 間	翌月の20 日	翌月の24日				当年産 の9月 から12 月まで の毎月 1日か ら末日 までの 間	翌月の20 日	翌月の24日		
			当年産 の翌年 1月1 日から 翌年3 月31日 までの 間	翌年4月 20日	翌年4月24 日				当年産 の翌年 1月1 日から 翌年3 月31日 までの 間	翌年4月 20日	翌年4月24 日		

			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日				当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日				当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日				4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から		11月20日	11月24日				9月1日から		11月20日	11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日				4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から		11月20日	11月24日				9月1日から		11月20日	11月24日

			10月31日までの間						10月31日までの間				
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
	大豆 (輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日			4月1日から12月末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
			翌年1月から翌年3		翌月の20日	翌月の24日			翌年1月から翌年3		翌月の20日	翌月の24日	

			月までの毎月1日から末日までの間											
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日			
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日			翌年1月1日から翌年2月28日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日			
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日			

	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日		輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日		成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日）

年 月 日

福島県知事 殿

住 所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

(単位：Kg)

都道府県	検査区分	銘柄	荷造り及び 包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
福島県												
合計												

注1 1 報告者は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第6条の品位等検査(麦の品位等検査)及び法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物の品位等検査)の別を記載すること。
 3 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第49号)第1条に規定する米穀の当年産以外のもの検査結果にあつては、別表とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「合計年度」とすること。
 4 数量の単位はキログラムとすること。
 5 本様式による報告に代えて、その記載事項を記録した電子メール(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))による報告を行っても差し支えない。

別記様式第一号の二

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日）

年 月 日

福島県知事 殿

住 所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

(単位：Kg)

都道府県	検査区分	銘柄	荷造り及び 包装	量目	検査総数量	品位の測定結果														
						容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物					
													基準値 以下	基準値 超	基準値 以下	基準値 超				
福島県																				
合計																				

注1 別記様式第一号の欄から4と同様とする。

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日）

年 月 日

福島県知事 殿

住 所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

(単位：Kg)

都道府県	検査区分	銘柄	荷造り及び 包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
福島県												
合計												

注1 1 報告者は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条第1項の品位等検査(計量出荷の品位等検査)、法第3条第2項の品位等検査(計量出荷米以外の米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第6条の品位等検査(政府に準り課税の品位等検査)、法第8条の品位等検査(政府に準り課税米以外の米の品位等検査)、法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物の品位等検査)及び法第18条第5項の品位等検査(検査対象外米麦の品位等検査)の別を記載すること。
 3 数量の単位はキログラムとすること。
 4 本様式による報告に代えて、その記載事項を記録した電子メール(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))による報告を行っても差し支えない。

別記様式第一号の二

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日）

年 月 日

福島県知事 殿

住 所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____
生産年度： _____

(単位：Kg)

都道府県	検査区分	銘柄	荷造り及び 包装	量目	検査総数量	品位の測定結果														
						容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物					
													基準値 以下	基準値 超	基準値 以下	基準値 超				
福島県																				
合計																				

注1 別記様式第一号の欄から4と同様とする。

別記様式第二号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日)

年 月 日

福島県知事 殿

住所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類 : _____
生産年度 : _____

(単位: Kg)

等級	検査数量	整粒不足	形質			水分過多	被害粒			死米	着色粒			異物	その他
			計	(充実度)	(心白及び腹白)		(その他)	計	(発芽粒)		(胴割粒)	(その他)	計		
特上															
特等															
1等 (合格)															
2等															
3等 (等外)															
規格外 (等外上)															
合計															

[注] 別記様式第一号の備考1～3と同様とする。

別記様式第三号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日)

年 月 日

福島県知事 殿

住所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産小麦の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類 : _____
生産年度 : _____

(単位: Kg)

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒						異種穀粒	異物			
						計	(発芽粒)	(赤かび粒)	(黒かび粒)	(たい色粒)	(表皮粒又は割皮粒)		(その他)	計	(なまぐさ黒穂病粒)	(麦角粒)
特上																
1等																
2等																
規格外																
合計																

[注] 別記様式第一号の備考1～5と同様とする。

別記様式第二号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日)

年 月 日

福島県知事 殿

住所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類 : _____
生産年度 : _____

(単位: Kg換算値)

等級	検査数量	整粒不足	形質			水分過多	被害粒			死米	着色粒			異種穀粒	異物	その他
			計	(充実度)	(心白及び腹白)		(その他)	計	(発芽粒)		(胴割粒)	(その他)	計			
特上																
特等																
1等 (合格)																
2等																
3等 (等外)																
規格外 (等外上)																
合計																

[備考] 別記様式第一号の備考1、2及び4と同様とする。

別記様式第三号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日)

年 月 日

福島県知事 殿

住所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産小麦の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類 : _____
生産年度 : _____

(単位: Kg)

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒						異種穀粒	異物			
						計	(発芽粒)	(赤かび粒)	(黒かび粒)	(たい色粒)	(表皮粒又は割皮粒)		(その他)	計	(なまぐさ黒穂病粒)	(麦角粒)
特上																
1等																
2等																
規格外																
合計																

[備考] 別記様式第一号の備考1、2及び4と同様とする。

別記様式第四号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日）

福島県知事 殿

年 月 日

住 所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産大豆の等級検査理由別検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類：
生産年度：

(単位：kg)

等級	検査数量	形質		水分 過多	被害粒										未熟 粒	異種 穀粒	異物	備考				
		計	(粒ぞろい) (その他)		計	計	(虫理 病粒)	(病理 病粒)	(その他)	計	(食害)	(吸害)	計	(霜害 粒)					(その他)	破砕 粒	皮切 れ粒	はく 皮粒
1等 (合格)																						
2等																						
3等																						
規格外																						
合計																						

(注) 別記様式第一号の欄を1-1と同様とする。

様式第1号

番 号
年 月 日

東北農政局長 様

福島県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考

- (注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
 2 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年度以外のもの検査結果にあっては、別業とし、「農産物の種類」の欄に当年度以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
 3 大豆の検査結果にあっては、会計年度の累計とし、生産年度ごとに別業とすること。とすること。
 4 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

別記様式第四号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日）

福島県知事 殿

年 月 日

住 所
検査機関名
代表者氏名

農産物検査法第20条3項の規定に基づき、国内産大豆の等級検査理由別検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類：
生産年度：

(単位：kg換算値)

等級	検査数量	形質		水分 過多	被害粒										未熟 粒	異種 穀粒	異物	備考				
		計	(粒ぞろい) (その他)		計	計	(虫理 病粒)	(病理 病粒)	(その他)	計	(食害)	(吸害)	計	(霜害 粒)					(その他)	破砕 粒	皮切 れ粒	はく 皮粒
1等 (合格)																						
2等																						
3等																						
規格外																						
合計																						

(注) 別記様式第一号の欄を1-2及び4と同様とする。

様式第1号

番 号
年 月 日

東北農政局長 様

福島県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考

- 備考 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
 2 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年度以外のもの検査結果にあっては、別業とし、「農産物の種類」の欄に当年度以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
 3 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第6号

番 号
年 月 日

東北農政局長 様

福島県知事

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

(単位：トン)

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	測 定 結 果					規格外	備 考
						1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等		

(注) 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第7号

番 号
年 月 日

東北農政局長 様

福島県知事

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位：kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果			備 考
						たんばく質	アミロース	でん粉	

(注) 1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。

様式第6号

番 号
年 月 日

東北農政局長 様

福島県知事

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

(単位：トン)

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	測 定 結 果					規格外	備 考
						1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等		

(備考) 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第7号

番 号
年 月 日

東北農政局長 様

福島県知事

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位：kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果			備 考
						たんばく質	アミロース	でん粉	

(備考) 1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。